

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和 2 年度行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和 3 年 4 月 21 日付松監第 74 号監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課等 総合政策部 防災・危機管理課	所管課等長氏名 藤 本 康 信
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
①備蓄物資の在庫管理等について 防災備蓄倉庫において、リストの数量と現在数が異なるものが見受けられた。 現状では、在庫管理や賞味期限の管理（以下「在庫管理等」という。）は、エクセルデータによるリストと人的資源による現物管理で行われている。しかしながら、当該倉庫は集中備蓄施設であり、その性質から備蓄数量が当然多量になるものであるから、在庫管理等に当たっては誤りが生じないための措置が必要である。ICT の導入が難しいのであれば、棚ごとで個別に数量管理を行い把握するなどの方法により、効率的で誤りのない在庫管理等に努められたい。 また、救急箱に保管する外用薬等で、使用期限等（以下「期限」という。）が経過しているものが見受けられた。外用薬等の具体的な期限について、リストには記載がなく、防災・危機管理課でも把握がされていなかった。外用薬等は体内に入れるものではないが、期限が経過したものには効能がないことや、皮膚に炎症を引き起こす可能性もあることから、救急箱内の外用薬等について期限の管理を行われたい。	① 備蓄物資の在庫管理等について リストの数量と現在数が異なっていたことについては、現在数にリストの数量をあわせました。 今後、当面は、エクセルを活用した在庫管理を継続し、二重チェック体制の強化や定期的な現場での在庫の確認、さらには収納の仕方を工夫するなどして適切な在庫管理が行えるよう努めていきます。 また、他市事例を参考に ICT の活用などについて研究し、適正で効率よく実施できる在庫管理の仕組みを検討していきたいと考えています。 救急箱については、使用期限等が経過しているものを確認して、誤って使用しないように救急箱から取り出しました。また、入替もしくは更新の必要性を検討し、必要なものを抽出し、現在、発注しています。 今後も、使用期限前に入替を行うなど、適切な管理に努めます。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 納税課

指 摘 事 項	措 置 状 況
(指摘1)財産の有無や相続放棄の際の納税義務の承継の有無を確認する書類の不備 一般的に相続放棄による滞納処分の執行停止の場合には相続放棄が法的に成立していることを証明する「相続放棄申述受理通知書」が必須と考えられる。そのため、その書類がない場合、上席者は執行停止事由をどのように確認したかが監査人には判断できない。上記「(b)滞納処分の執行停止決議書の添付書類について」に記載のとおり、決裁時には添付していたとのことだが、保管していないためそれを確かめる証拠がなかった。また、債権は少額ではあるものの、滞納処分の執行停止決議書の停止事由に「財産なし」との記載がなされ、滞納金額を記載した「滞納金額明細書」が添付されるのみで、無財産であることを確かめるための様式の添付も交渉経過記事の記録もない事案もあった。滞納処分の執行停止は滞納処分の執行を停止するに足る根拠がなければならぬことから、松山市のルール上、各滞納処分の執行停止決議書には財産の有無と納税義務の承継の有無を確認する書類である相続放棄申述受理通知書が添付される必要がある。滞納処分の執行停止を行うとその後の取り消しがなければ3年の時効により債権が消滅することから、滞納処分の執行停止の段階で十分な検討を行うことで、滞納のない大多数の納税者との課税の公平性を保つ必要がある。 滞納処分の執行停止決議書には、各債権に関する交渉経過記録等の債権の管理台帳や停止事由の直接の根拠となる書類が添付されていなければ判断ができないであろうし、少なくとも「無財産」を確認する書類は添付される必要があるだろう。松山市としては滞納処分の執行停止や不能欠損に至る判断過程においてどの程度まで書類を整備し保管すべきか、明らかにしたい。	令和3年度から、執行停止の決裁書類および停止事由の根拠となる添付書類について、執行停止期間が3年間継続することで納税義務が消滅する場合、即時で納税義務が消滅する場合ともに、不納欠損処理から5年間保存するよう運用ルールを明確にした上で周知徹底を行った。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 納税課

指 摘 事 項	措 置 状 況
(指摘3)指名業者選定における根拠資料が不十分であることについて 松山市では指名競争入札の業者選定を行う際、一定金額以上の契約については委託業者選定委員会において業者選定が適切かどうかの審議を受けなければならないが、その際の「委託業者選定委員会資料」においては業者選定過程を明確に根拠づけた具体的な資料の添付がなかった。 上記「(a)松山市通知書等作成・封入封緘業務の委託業者の選定過程について」に記載のとおり、ルール上は原則として8者を選定すべきところ3者に絞っているところ、本件契約が所得等の個人情報を含む書類の大量封入封緘業務であるという特殊性を鑑みると、指名により十分な受注体制が整っている業者を選定することで、誤送付のリスクや期限内に送付できないリスクを低減する必要性はある程度理解できる。しかし、客観的に見ても問題のない選定過程であることがわかるように書面等で明確な判断過程や選定根拠は残すべきであると考えられ、そうでなければ3者が選ばれたことの正当性を証明することはできないであろう。 松山市は具体的な検討を積み上げて選定業者を絞ったという過程を示すことができず、業者選定の例外を認めるに値する根拠について監査人が把握することはできなかったことから、現状のルール下においてもこの業者選定には少なくとも書類保存上の問題があり、例外に相当する理由を記載するにあたっては、それ相応の根拠の保存を求めることをルール化すべきであるとも考えられる。	指名業者の選定に際し、選定過程が分かるように具体的な確認方法・内容を記録し、根拠資料として決裁文書へ添付することを徹底した。 併せて、契約課所管の「委託契約事務の手引」に「指名業者に事前の履行確認を行った場合、客観的に見て問題のない選定過程であることが分かるように、具体的な確認方法・内容を記録し、資料として残すこと。」という文言を追加し、全庁的な周知徹底を行った。